

立命館アジア太平洋大学における適切な研究成果発表のための指針

本学の研究者は、研究活動を行う際、立命館アジア太平洋大学研究倫理指針を遵守することに加え、以下に掲げる本指針の事項を十分に理解・遵守し、研究成果を適切に発表しなければならない。本指針では、二重出版、分割出版、不適切なオーサーシップに関する事項を扱い、また、これらの問題がどのように判断され、これをいかに回避すべきかについて述べる。

1. 研究活動について

研究活動とは、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。研究活動を遂行するにあたり、研究者は先行する業績への積み上げを行い、観察や実験から得られた事実やデータを用いる。

2. 研究成果の発表

研究成果の発表とは、研究活動を通じて得られた成果を科学コミュニティに広めるために、業績を発表することである。発表には、客観的かつ検証可能なデータや資料の提示が含まれる。研究成果の内容は、当該分野の他の研究者による精査・批判という一連の過程を経ることで、新たな知見としての妥当性が担保されることになる。成果発表によってこそ、こうしたチェック・システムが機能する。

3. 二重投稿について

(1) 定義

二重投稿（二重出版）とは、印刷物、電子出版物を問わず、既発表または他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為である。こうした行為は、論文がオリジナルであるべきという原則に反する。二重投稿には、研究の主題、方法論、結果およびその解釈が既出論文と同一あるいは類似であることが含まれる。既出論文からの図表やデータの使用も、二重投稿に相当する。また、既出論文と同じ内容を再刊する論文も、相違の程度がわずかである場合は二重投稿に相当する。

(2) 留意点

学術出版は、オリジナリティに価値を見出す。二重投稿は、オリジナリティを重視する学術出版の信頼性を損なう行為である。そのため、多くの学術雑誌で明確に禁じている。二重出版によって、著者と学術雑誌の双方が、以下のような負の影響をこうむる。学術雑誌の投稿規定違反を理由として、著者自身の研究活動に制約が課される。それに加えて、労力、時間、物的資源が、不必要な同一原稿の査読や編集という学術出版に費やされることになる。

また、二重投稿により、研究実績が不当に水増しされるおそれもある。さらに、論文の著作権の帰属についての問題も発生する。多くの場合、投稿された論文の著作権は著者ではなく、投稿された学会等または出版社に移譲されることになっている。学会や出版社、すなわち第三者が著作権を有する以上、そうした論文の内容を適切な引用をせず自らの論文に記載することはできない。こうした行為は、著作権法違反となる。

(3) 判断基準

ほとんどの学会等では、学術論文投稿規定で二重投稿の定義やその禁止の旨を明記している。二重投稿は、一般に論文投稿先の学会等の規則に違反する行為であるが、学会によってその規則の内容は異なっている。本学のすべての研究者がこの問題に対して共通認識を形成することの重要性に鑑み、本学における判断基準を次の通り示す。

- ① 新たに投稿する論文においては、既発表の論文との差異が明確に記述されていなければならない。
- ② 既発表の論文の本文や、図表等の一部を引用する際には、新たに投稿する論文において、必ず出典が明記されていなければならない。
- ③ 既発表または投稿中の論文の著者は、同一内容または極めて類似した内容の別論文を投稿してはならない。
- ④ 学術雑誌の投稿規定または学会等のルールや慣行に違反して、既に発表した論文を他の言語に翻訳して投稿してはならない。

なお、著作権法に違反していないことを前提に、次の①から⑥と同一の投稿を認めている学会もあるが、その場合は投稿規定に明記されている。研究者は学会等の規定を尊重することが求められる。

- ① 特許公開公報や特許公報等
- ② 大学の学士論文（卒業論文）・修士論文・博士論文・テクニカルレポート等
- ③ 他の学会の大会・研究会・国際会議等の予稿集・プロシーディングズ等
- ④ 企業の技報等
- ⑤ 新聞記事等
- ⑥ 公開性の高いプレプリント

このうち、③については、以前はそれにデータを補完し、内容を充実させた雑誌論文に仕上げる慣行も見受けられた。しかし、近年では、プロシーディングズのオリジナリティに関して論文と同等に取り扱う傾向が強まりつつある。したがって、投稿規定でオリジナリティを要求している学術雑誌は、プロシーディングズの内容をそのまま論文にしたものも二重投稿と見なすようになってきている。たとえ投稿が可能な場合であったとしても、本文中で当該プロシーディングズを適切に引用することが求められることがある。ただし、プロシーディングズについては、研究分野によりその取り扱いが大きく異なっている。研究者は各分野において定められた取り扱いや投稿規定を確認し、遵守することが求められる。

4. 分割出版について

(1) 定義

分割出版は、サラミ出版とも呼ばれ、1本の研究論文で報告が可能な研究成果を、意図的に細かく分割して複数の論文（サラミ論文）として出版する行為をいう。複数の論文で、同じ母集団、データ・セット、方法、研究課題を用いている場合、それらの論文はまとめてサラミ論文と見なされる。

(2) 留意事項

分割出版は、自らの研究成果の不当な水増しや、研究成果の誇張という問題を引き起こす。これは、当該研究者のキャリアを歪ませるだけでなく、本来よりも多くの助成金等を学内外から不正に受け取ることに繋がりかねない。また、サラミ論文のうちの1本にしかアクセスしない読者が研究結果について誤った解釈をするおそれもある。したがって、このような分割出版は、研究倫理にもとり、研究者として不適切な行為である。

5. 不適切なオーサーシップについて

(1) 定義

不適切なオーサーシップとは、論文の成立に直接貢献しない者が、共同執筆者であるかのように名前を連ねることを言う。こうした慣行は、指導教員のような強い立場にある者が行う場合がある。このような行為は、立場の強い者が自らの優越的地位を行使して自分の名前を著者名に連ねる不適切な行為である。また、論文執筆者自らが利益の供与を期待し、論文に貢献していない人物の名前を記載する場合もありうるが、こうした行為もやはり不適切である。

(2) 留意事項

オーサーシップの種類としては、「ファースト・オーサー」、「コレスポンディング・オーサー」、「ラスト・オーサー（シニア・オーサー）」等がある。研究分野および学術雑誌によって取り扱いが異なる場合が多いので、各分野における取り扱いを十分に確認するとともに、研究者は学術雑誌の投稿規定を遵守する必要がある。本学の方針としては、指導教員が学生と共同で論文を執筆する際には、論文に対する実際の寄与の程度をもとに、当該学生と誰がファースト・オーサーになるかを出版前に合意しなければならないとする。また、学術雑誌等への投稿の際には、共著者である当該学生の事前同意を書面という形で得ておくべきである。なお、学位論文や主にその学位論文の要素から構成される論文のファースト・オーサーは原則学生とする。

(3) 判断基準

前述のとおり、オーサーシップに関する取り扱いは、研究分野によって異なる。例えば、自然科学では共同研究が広く行われる傾向にある。人文社会科学では、単独執筆が一般的な分野がある一方、共同研究が通例となっている分野もある。しかしながら、一般的に、著者となるべき者は、次の3つの要件をすべて満たしていることを本学の方針とする。

- ① 研究の構想と設計、もしくはデータの取得、解析、解釈に対する実質的な貢献を行っていること。

- ② 論文の起草、または重要な知的内容に対する決定的な改訂を行っていること。
- ③ 掲載が予定される最終版の承認を行っていること。

研究費取得、研究活動の指導、比較的重要性の低い実験の補助、事務的なサポートを行うことでのみ研究に関わった者は、共著者の資格を満たさない。同様に、上記の要件を1つでも満たさない者は、著者として論文に名を連ねる資格がない。研究に何らかの形で関わった個人は、謝辞で言及されるべきである。

以上